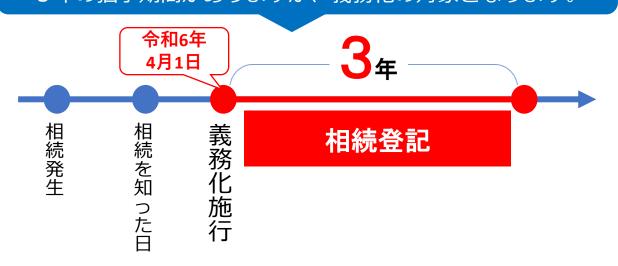
令和6年4月1日から、 「相続登記の申請が義務化」されました

相続した不動産を登記せずに、放置していませんか?

- (1)相続(遺言も含む)によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- (2)遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記をしなければなりません。
- (1)と(2)のいずれについても、正当な理由(※)なく義務に違反した場合は10万円以下の過料(行政上のペナルティ)の適用対象となります。
 - (※) 相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の資料収集や他の相続人の把握に多くの時間を 要するケースなど。

令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、 3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。



不動産を相続したら、お早めに登記の申請をしましょう。